

*総合計画の位置づけ

①「国立市総合計画」の下位計画／子ども関連計画・施策の上位計画 (様々な計画を総合的に関連付ける)、②総合的な対象設定 : 子ども (乳幼児期～18歳未満、さらに若者?)、および子育て家庭、③総合的な推進体制 : 庁内体制 (課題としての福祉と教育の連携)、および施策支援の実施体制とその工夫



